

## 第5編 災害復旧計画・復興計画



## 第5編 災害復旧計画・復興計画

第1章 施設災害復旧事業計画 【関係部課、関係機関】 .....	1
第1節 災害復旧事業の種類 .....	1
第2節 災害復旧事業の方針 .....	2
第3節 国が一部負担又は補助する災害復旧事業の法律等 .....	3
第4節 激甚災害に係る財政援助措置 .....	4
第2章 災害復旧資金計画 【関係部課、関係機関】 .....	7
第1節 災害復旧資金の確保 .....	7
第2節 被災者への融資 .....	8
第3章 災害復興都市計画 【関係部課、関係機関】 .....	9
第4章 その他の復旧計画 【関係部課、関係機関】 .....	11
第5章 復興計画事前策定 【関係部課、関係機関】 .....	13



## 第1章 施設災害復旧事業計画 【関係部課、関係機関】

災害により被災した施設を復旧するとともに、災害の再発を防止するために必要な施設の設計、改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を立て、実施に努める。

なお、災害復旧事業費は、市、その他地方公共団体が提出した資料及び実施調査に基づき決定され、これは、法律又は予算範囲内において国が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う災害復旧事業、並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。市は、こうした災害復旧事業費の援助、助成を速やかに受けられるように努める。

### 第1節 災害復旧事業の種類

災害復旧は、概ね、次の施設について計画する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - (イ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市施設災害復旧事業計画
- エ 上水道施設災害復旧事業計画
- オ 下水道施設災害復旧事業計画
- カ 住宅施設災害復旧事業計画
- キ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ク 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ケ 学校教育施設災害復旧事業計画
- コ 社会教育施設災害復旧事業計画
- サ 中小企業の振興に関する事業計画
- シ その他復旧が必要な施設

## 第2節 災害復旧事業の方針

### 1 実施体制

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早期に実施するため、適正な人員の配備や応援及び派遣活動について、必要な体制を整える。

### 2 災害復旧事業計画

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、若しくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、事業費の決定及び査定が速やかに受けられるように努める。

### 3 緊急調査の促進

施設の被災程度により、緊急の場合に応じて、公共土木施設災害復旧事業費負担法その他に規定する緊急調査が実施されるように努める。

### 4 事業時間の短縮

関係機関は、事業計画の策定に当たり、災害の状況や発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

### 5 事業の促進

災害復旧事業に決定した施設は、早期の事業効果を得られるよう促進に努める。

### 6 事業者間の連携体制の整備・強化

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

### 7 対策要員の派遣要請

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

### 8 権限代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合において、工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、権限代行制度を活用した代行工事の実施支援について、県等へ要請するものとする。

## 第3節 国が一部負担又は補助する災害復旧事業の法律等

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助とする。
- ケ 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律

## 第4節 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### 1 激甚災害に関する調査

各部は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

### 2 特別財政援助の交付手続き

市長（市本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに、特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、伊都振興局等県の関係部局に提出する。

#### （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障がい者施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
  - （ア）公共施設区域内の排除事業
  - （イ）公共施設区域外の排除事業
- セ 湛水排除事業

#### （2）農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

#### （3）中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険による災害関係保障の特例措置
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

- ウ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還の免除
- エ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- オ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 私立学校振興会の業務の特例
- エ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- オ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- カ 水防資機材費の補助の特例
- キ 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ク 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ケ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- コ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### 3 局地激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障がい者施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
  - (ア) 公共施設区域内の排除事業
  - (イ) 公共施設区域外の排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険による災害関係保障の特例措置
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- ウ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

## 第2章 災害復旧資金計画 【関係部課、関係機関】

### 第1節 災害復旧資金の確保

市は、災害復旧計画に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため、起債その他所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期着手に努める。

市は、次に示す県並びに近畿財務局和歌山財務事務所等における措置が円滑に行われるよう、積極的に取り組む。

#### 1 県の措置

- ア 災害復旧経費の資金需要額の把握
- イ 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債についての調査
- ウ 普通交付税の繰上交付及び特別交付税を国に要請
- エ 一時借入金及び起債の前借等による災害関係費の確保

#### 2 近畿財務局の措置

- ア 必要資金の調査及び指導
- イ 各金融機関の特別資金の融通及び指導
- ウ 応急資金の融通

## 第2節 被災者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業者等に復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種の融資が県等から行われるように努める。

### 1 農林漁業者の災害復旧資金

- ア 天災融資法
- イ 農林漁業金融公庫法
- ウ 自作農維持資金融通法
- エ 和歌山県農業近代化資金利子補給金交付要綱
- オ 農業災害補償

### 2 中小企業復興資金

市は、被災中小企業の再建を促進するための資金の融資が速やかに実施されるよう努めるとともに、県及び国に対して要望する。

### 3 住宅復興基金

市は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定による災害復興住宅建設資金の融資を適用し、資金の貸与を行う。

## 第3章 災害復興都市計画 【関係部課、関係機関】

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は、復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

その際、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

### 1 事前復興対策の実施

#### (1) 復興手順の明確化

過去の復興事例等を参考にして、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興手順をあらかじめ定めておく。

#### (2) 復興基礎データの整備

復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

### 2 災害復興対策本部の設置

ア 市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

イ 復興本部は、災害対策本部の組織を準用する。

### 3 災害復興方針・計画の策定

#### (1) 災害復興方針の作成

ア 学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

イ 災害復興方針を策定した場合には、速やかに住民に公表する。

#### (2) 災害復興計画の策定

ア 災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

イ 本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

## 4 災害復興事業の実施

### (1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

- ア 被災した市街地で土地区画整理の必要があると認められる場合には、建築基準法第84条建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。
- イ 被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。
- ウ 被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

### (2) 災害復興事業の実施

- ア 専管部署の設置  
災害復興に関する専管部署を設置する。
- イ 災害復興事業の実施  
災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

## 第4章 その他の復旧計画 【関係部課、関係機関】

市は、災害を受けた地域住民の生活の安定を図るため、被災者に対して種々の措置を行う。

### 1 職業の斡旋

- ア 公共職業安定所は、被災により他に転職を希望する者に対しては、本人の希望適性等を考慮し、適当な求人を開拓し、就職の斡旋を行う。
- イ 被災者の職業の安定を図るため、職業能力開発施設における職業訓練の受講勧奨に努める。
- ウ 雇用保険の失業給付に関する特例措置について、詳細は、県計画を参照。

### 2 税制措置

市、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税の徴収猶予及び減免の措置を状況に応じて実施する。

### 3 郵政関係

災害の状況に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

#### (1) 郵便関係

- ア 救助用の郵便物等の料金の免除  
総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金を免除する。
- イ 郵便はがき等の無償交付  
災害救助法適用時に、被災世帯当たり通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。
- ウ 利用の制限及び業務の停止  
重要な郵便物の取扱いを確保する必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便業務の一部を停止する。

#### (2) 電報・電話関係

災害地の郵便局において取扱う被災者の利用する災害関係電報電話は、電気通信事業者と連絡の上、通信の疎通確保等の措置をする。

#### (3) 為替貯金関係

- 取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、払い戻し等の処置をする。
- なお、災害救助法が適用された場合は、日本郵便株式会社からの指示を待たず、郵便局長で取扱いができる。

(4) 簡易保険、郵便年金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込みに係る非常措置をする。

なお、災害救助法が適用された場合は、日本郵便株式会社からの指示を待たず、郵便局長で取扱いができる。

(5) 災害寄付金の料金免除

被災者救援を目的とする寄付金を郵便為替により送金する場合に、地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、通常払込及び通常為替料金の免除の取扱いを実施する。

## 4 生活保護

市及び県は、被災者の生活確保のため、低所得者に対し、概ね、次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

## 5 被災児童の保護

市は、災害により、保護者を亡くしたり、保護者の行方がわからなくなり孤立した児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される、要保護児童対策地域協議会を設置する。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

## 第5章 復興計画事前策定 【関係部課、関係機関】

### 1 方針

大規模な災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、行政は、災害対応で多忙な中、復興の方向性を示し、復興まちづくり計画を立案して、住民合意の形成を図ることが必要であるが、様々な課題が発生して、速やかな計画策定が困難となることが想定される。

将来、南海トラフ地震をはじめ直下型地震や風水害による大規模災害が発生した後、地域の復興に時間がかかりすぎると、住民や企業は疲弊し、再生する意欲を失ったり、まちを離れる事態を招くなど、地域の活力が失われ、まちの存続が危うくなるおそれがある。

このため、被災前から事前に復興まちづくりの基となる計画を準備しておくことが重要であり、大規模な災害が発生した際には、その計画を基に復興計画を速やかに作成して、より早く復興に取り組むことが可能となる。

市は、県が示す「復興計画事前策定の手引き」を参考に事前の復興計画を策定するものとする。

### 2 復興計画事前策定の進め方

#### (1) まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

復興計画事前策定を検討するためには、人口・産業や土地利用などの市の概況や南海トラフ巨大地震の被害想定などの現状把握を行い、まちづくり上の問題を明らかにすることが不可欠であり、まちづくりに関連する各種計画を確認するとともに、現状に対する課題、住民の評価等を把握することが必要である。その上で、まちの現状や被災の大きさなどにより、対象地区を選定する。

#### (2) 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

復興計画事前策定対象地区について、人口・世帯数や地場産業など地区ごとの特性について現状分析を行うとともに、道路が狭い密集市街地等の地区の課題を抽出・分析し、ポイントを整理する。

#### (3) 復興計画事前策定における基本的な方針

対象地区の現状分析や課題整理を踏まえ、復興まちづくりの達成すべき目標を明確にするため、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」等の観点を整理し、スピード感をもって、持続可能なまちが復興できるよう基本的な方針を策定する。

#### (4) 「復興まちづくりイメージ」の作成

復興まちづくりは、多重防御、移転、嵩上げのパターンを単独で、あるいは、組み合わせで検討を行うこととする。地形図に復興まちづくりで行う土地利用計画のイメージを作成する。作成時には、どのような事業手法で行うかなど併せて検討しておくことが望ましい。

(5) あらかじめ取り組むべきこと

迅速でより良い復興を実現するため、地籍調査の推進、都市計画区域の指定など下記の項目について、大規模災害の発生前である現在からあらかじめ取り組むべきことを検討し、復興計画事前策定に盛り込む。

- ア 地籍調査の推進
- イ 復興まちづくり利用適地の抽出
- ウ 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
- エ 復興まちづくりに向けた体制の整備等
- オ 復興まちづくりの事業手法の整理
- カ 地域産業の強化支援
- キ 公共施設の高台移転等事前の取組
- ク 計画策定における合意形成

### 3 復興計画事前策定の手順

市における事前の復興計画は、(1)まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区を選定、次に、(2)復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイントを整理し、続いて、(3)復興計画事前策定における基本的な方針を策定した後、(4)「復興まちづくりイメージ」を作成する。

そして、あらかじめ取り組むべきことを盛り込み、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前の復興計画とする。